

「箕輪町こども条例（仮称）」 の骨子について

令和 5 年 9 月 2 1 日
子ども・子育て審議会への意見聴取（第 3 回）

1 条例制定の背景・目的

近年、全国的にこどもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、貧困やこどもへの虐待、不登校・引きこもり、ヤングケアラーなど、こどもに関する課題が多様化・複雑化してきています。また、今後は、少子高齢化の進行や子育て家庭と地域のつながりの希薄化により、課題はより深刻化していくことが懸念されます。

こどもができるだけ困難なく育っていくためには、こどもや妊婦を含めた子育て家庭に対し、より一層、行政、地域住民、関係機関等が、それぞれの役割を理解し、相互に連携しながらこどもの成長と子育てを応援していくことが必要です。

町民のニーズを見ても、「育児・子育て支援」や「地域で支える子育て環境づくり」の重要度は高く、さらなるこども・子育て支援施策の推進や、地域全体での機運の醸成が求められています。

国においては、こども施策を総合的に推進するために、令和 5 年 4 月にこども基本法が施行され、また、内閣府の外局として、こども家庭庁が設置されました。

このような現状を踏まえ、箕輪町では、すべてのこどもが健やかに育つ地域社会を実現するために、「箕輪町こども条例（仮称）」を制定し、こどもの健やかな成長を妊娠期から成人まで切れ目なく地域全体で支えていくまちづくりを推進していけるよう、町の責務や多様な主体の役割を明確にしたいと考えています。

2 条例（案）の考え方

- ① 行政、地域住民、関係機関等が、それぞれの役割を理解し、相互に連携しながら、地域全体でこどもの成長や妊娠期を含む子育てを支えることの必要性を発信していく。
- ② こども一人ひとりが、周りの大人に支えられて育っていけることを示しつつ、こども自身の主体性を身に付けていくことも大切にする内容とする。町で育ったこどもが、大人になって町で子育てをしたい、子育てを支えたいと思える環境を整備する。
- ③ こどもの生命を守るため、支援を必要とするこどもや妊娠期を含む子育て家庭に関する情報については、その取扱いに十分に配慮しつつ、関係機関を横断して共有・活用し、必要十分な支援につなげていく。
- ④ 地域全体で、こどもや妊娠期を含む子育て家庭に対する、必要十分な支援が行える体制の整備が不可欠であり、地域住民や事業者などが一体となってこどもの健やかな育ちや子育てを応援するまちづくりを推進する。
- ⑤ 条例によって、こどもの健やかな育ちや子育てを応援する取組の方向性を示し、実効性のある支援策については、町のこどもに関する各計画により、推進していく。
- ⑥ 条例（案）の作成にあたっては、当事者であるこどもや子育て家庭の意見を参考にしながら、子ども・子育て審議会に協議をしていただく。

3 条例（案）の構成（案）

第1章 総則

- 目的
- (用語の) 定義
- 基本理念

第2章 各主体の役割

- 町の責務
- 保護者及び子育て家庭の役割
- 地域住民の役割
- 学校等（学校及び保育所等）の役割

第3章 こども・子育て支援に係る体制の構築

- 子育て支援の体制及び連携強化
- こどもの社会参加の促進

第4章 こども・子育て支援に関する計画

- こども計画の策定
- 評価

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取前）

第1章 総則

（目的）

こどもの健やかな成長を妊娠期から成人まで切れ目なく支援し、すべてのこどもが主体性を持って健やかに育つ地域社会を実現すること

【参考】第2期箕輪町子ども・子育て支援事業計画

（1 事業計画の基本理念）

本町は、「みんなで作る未来につながる暮らしやすい箕輪町」を基本構想とした第5次振興計画に基づいてまちづくりを進める中で人口減少への挑戦として箕輪チャレンジに取り組んでいます。その中でも「安心して出産し、子育てしやすい環境を整えることで子どもを産む人の希望が叶うまちづくり」を進めています。

本町においても核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が親として子育てに喜びや生きがいを感じ、また、すべてのこどもが安心安全な環境で心身ともに健やかにたくましく成長できるよう、本事業計画に基づき子育て支援に取り組んでいきます。

（定義）

用語	意味
こども	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するもの
子育て家庭	妊婦又は保護者が属する家庭
地域住民	町内に在住し、在学し、若しくは在職する者、又は町内で活動する個人、法人若しくは団体
学校等	学校、児童福祉施設その他これらに類する活動施設
関係機関	こども又は子育て家庭に関わる医療機関、相談支援機関、就労支援機関その他の団体

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取後）

第1章 総則

（目的）

すべてのこどもが主体性を持って健やかに育つために、こどもの成長を妊娠期からこどもが成人に至るまで切れ目なく支援し、地域全体で喜びや楽しさを実感しながら子育てができる社会を実現すること

（定義）

用語	意味
こども	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護するもの
子育て家庭	妊婦又は保護者が属する家庭
地域住民	町内に在住し、在学し、若しくは在職する者、又は町内で活動する個人、法人若しくは団体
学校等	学校、児童福祉施設その他これらに類する活動施設
関係団体	こども又は子育て家庭に関わる医療機関、相談支援機関、就労支援機関その他の団体

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取前）

第1章 総則

（基本理念）

- ① 全てのこどもが個人として尊重され、家庭や地域社会においてこども及び保護者の意見が考慮されること。
- ② 全てのこどもがおかれた環境に左右されず健やかに成長できるよう、こども及び子育て家庭がこども・子育て支援を必要に応じて受けることができること。
- ③ 学校等、地域住民及び関係機関は、相互に連携し、及び協働して地域全体でこども及び子育て家庭を支援すること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取後）

第1章 総則

（基本理念）

- ① 全てのこどもが個人として尊重され、**その権利が認められるとともに、家庭や地域社会においてこども又は保護者が意見を表明することができ、その意見が考慮されること。**
- ② 全てのこどもがそのおかれた環境に左右されず健やかに成長できるよう、こども及び子育て家庭がこども・子育て支援を必要に応じて受けることができること。
- ③ 学校等、地域住民及び関係団体は、相互に連携し、協働し、**及び子育てへの喜びや楽しさを共有しながら**地域全体でこども及び子育て家庭を支援すること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取前）

第2章 各主体の役割

（町の責務）

- ① 町及び町教育委員会は、各主体と緊密に連携し、及び協働して、妊娠期から成人に至るまで、こどもに関する切れ目のない支援施策を推進すること。
- ② 町及び町教育委員会は、多様な需要に応じたこども・子育て支援を実施するとともに、各主体が自主的なこども・子育て支援に係る活動ができるよう、必要な措置を講ずること。
- ③ こどもや子育て家庭、地域住民の関心と理解を深め、安心して町で子育て又はこども・子育て支援ができるようにするため、この条例の趣旨や町の子育て支援施策について広報その他必要な措置を講ずること。

（保護者及び家庭の役割）

- ① こどもの最善の利益を考慮しながら、その意見を尊重し、こどもの成長に応じた養育及び家庭教育を行うこと。
- ② こどもが安心して生活することができる家庭環境を整えること。
- ③ 妊娠や子育てについて困ったときは、ひとりで抱え込まないこと。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取後）

第2章 各主体の役割

（町の責務）

- ① 各主体と緊密に連携し、及び協働して、妊娠期からこどもが成人に至るまで、こどもに関する切れ目のない支援施策を推進すること。
- ② 多様な需要に応じたこども・子育て支援を実施するとともに、各主体が自主的なこども・子育て支援に係る活動ができるよう、必要な措置を講ずること。
- ③ こどもや子育て家庭、地域住民の関心と理解を深め、安心して町で子育て又はこども・子育て支援ができるようにするため、この条例の趣旨や町の子育て支援施策について広報その他必要な措置を講ずること。

（保護者及び子育て家庭の役割）

- ① こどもの最善の利益を考慮しながら、その意見を尊重し、こどもの成長に応じた養育及び家庭教育を行うこと。
- ② **子育ては家庭全体で取り組むものと認識し**、こどもが安心して生活することができる家庭環境を整えること。
- ③ 妊娠や子育てについて困ったときは、ひとりで抱え込まないこと。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取前）

第2章 各主体の役割

（地域住民の役割）

- ① こども・子育て支援は、地域全体で取り組むものと捉え、こどもや子育て家庭が安心して生活することができる地域づくりを行うこと。
- ② こどもが大人になっても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、こどもや保護者の負担を考慮しつつ、地域活動への理解や参加を促すこと。

（学校等の役割）

- ① こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、及び育つことができるように支えること。
- ② こどもや子育て家庭に寄り添い、こどもの発達段階に応じて、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、こどもにとって安心できる場所とすること。
- ③ こどもや子育て家庭に最適な支援を実施するため、法令の範囲内で積極的に関係機関等と情報共有等の連携を図ること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取後）

第2章 各主体の役割

（地域住民の役割）

- ① こども・子育て支援は、地域全体で取り組むものと捉え、こどもや子育て家庭が安心して生活することができる地域づくりを行うこと。
- ② **子育て家庭がこどもとの関わりを深められるよう考慮すること。**
- ③ こどもが大人になっても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、こどもや保護者の負担を考慮しつつ、**地域への理解や相互に楽しめる地域活動への参加を促すこと。**
- ④ **こどもの意見や行動に関心を持ち、自らが模範を示しながら、共に学んでいくこと。**

（学校等の役割）

- ① こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、及び育つことができるように支えること。
- ② こどもや子育て家庭に寄り添い、こどもの発達段階に応じて、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、こどもにとって安心できる場所とすること。
- ③ こどもや子育て家庭に最適な支援を実施するため、法令の範囲内で積極的に関係団体等と情報共有等の連携を図ること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取前）

第3章 こどもの育ちと子育てを支援する体制の構築

（こども・子育て支援の体制及び連携強化）

- ① 町、町教育委員会、学校等、地域住民及び関係機関は、多様化・深刻化するこども又は子育て家庭に関する課題に対し、こども又は子育て家庭が安心して相談できる体制を整備し、法令の範囲内で積極的な情報共有を行うことで、こども又は子育て家庭が必要な支援を受けられるようにすること。

（こどもの社会参加の促進）

- ① 町及び町教育委員会は、こどもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども及び子育て家庭の意見を反映させるために、必要な措置を講ずること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取後）

第3章 こども・子育て支援に係る体制の構築

（こども・子育て支援の体制及び連携強化）

- ① 町、町教育委員会、学校等、地域住民及び関係団体は、多様化・深刻化するこども又は子育て家庭に関する課題に対し、こども又は子育て家庭が安心して相談できる体制を整備し、法令の範囲内で積極的な情報共有を行うことで、こども又は子育て家庭が必要な支援を受けられるようにすること。

（こども及び子育て家庭の社会参加の促進）

- ① 町及び町教育委員会は、こどもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又は子育て家庭が意見を表明でき、その意見を反映させるために、必要な措置を講ずること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取前）

第4章 こどもの育ちや子育てを支援する施策に関する計画

（こども計画の策定）

- ① 町は、こどもの育ちや子育てを支援する施策を総合的に推進するために、こども基本法（令和5年4月1日法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画を策定し、公表すること。
- ② 町は、計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずること。

【参考】（抄）こども基本法（令和5年4月1日法律第77号）
（都道府県こども計画等）

第10条（略）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 （略）

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（評価）

- ① 町は、計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容を公表すること。
- ② 町は、評価をするときは、合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずること。

4 条例（案）の内容（8/24審議会への意見聴取後）

第4章 こども・子育て支援に関する計画

（こども計画の策定）

- ① 町は、こどもの育ちや子育てを支援する施策を総合的に推進するために、こども基本法（令和5年4月1日法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画を策定し、公表すること。
- ② 町は、計画を策定し、又は見直しを行おうとするときは、合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずること。

【参考】（抄）こども基本法（令和5年4月1日法律第77号）
（都道府県こども計画等）

第10条（略）

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 （略）

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（評価）

- ① 町は、計画に基づいて行った施策について評価を行い、その内容を公表すること。
- ② 町は、評価をするときは、合議制の機関に意見を聴くほか、広く意見を聴くための措置を講ずること。